

付 議 第 3 号

高知県立塩見記念青少年プラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案に係る意見聴取に関する議案

平成 29 年 12 月高知県議会定例会提出予定の別紙議案に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づく高知県知事からの意見聴取に対し、適当であると認めることについて、議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（5）教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案について意見を述べること。

第 号

高知県立塩見記念青少年プラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案

高知県立塩見記念青少年プラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年12月 日提出

高知県知事 尾崎 正直

高知県立塩見記念青少年プラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

高知県立塩見記念青少年プラザの設置及び管理に関する条例（平成16年高知県条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第6条関係）

区分		計算単位	計算単位当たりの使用料	
			18歳未満の者等	18歳未満の者等以外の者
学習室（グループ用）		1時間	—	260円
多目的室	全室	1時間	—	1,530円
	1/2室	1時間	—	760円
音楽スタジオ1		1時間	200円	400円
音楽スタジオ2		1時間	50円	100円
音楽スタジオ3		1時間	50円	100円
学習室（グループ用）、多目的室及び音楽スタジオの附属設備		1時間 又は許可1回	規則で定める額	規則で定める額

- 備考 1 この表において「18歳未満の者等」とは、青少年のうち、18歳未満の者並びに18歳以上の者であって高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）、高等専門学校及び専修学校の高等課程に在学するものをいう。
- 2 使用料の計算の対象となる利用時間には、専ら利用者の本来の利用目的に許可施設を利用する時間のほか、その準備及び後片付け等に要する時間を含むものとする。
- 3 使用料の計算において、利用時間が1時間未満であるとき又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、当該利用時間又は当該端数を1時間として計算する。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

参考資料 1

高知県立塩見記念青少年プラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案説明

この条例は、高知県立塩見記念青少年プラザの改築に伴い、施設の使用料を定めようとするものである。

新 旧 対 照 表
新 旧

高知県立塩見記念青少年プラザの設置及び管理に関する条例（抜粋）

高知県立塩見記念青少年プラザの設置及び管理に関する条例（抜粋）

別表第2（第6条関係）

区分	計算単位	計算単位当たりの使用料	
		18歳未満の者等	18歳未満の者等以外の者
学習室（グループ用）	1時間	—	260円
多目的室	全室	—	1,530円
	1/2室	—	760円
音楽スタジオ1	1時間	200円	400円
音楽スタジオ2	1時間	50円	100円
音楽スタジオ3	1時間	50円	100円
学習室（グループ用）、多目的室及び音楽スタジオの附属設備	1時間又は許可1回	規則で定める額	規則で定める額

備考 1 この表において「18歳未満の者等」とは、青少年のうち、18歳未満の者並びに18歳以上の者であって高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）、高等専門学校及び専修学校の高等課程に在学するものをいう。

2 使用料の計算の対象となる利用時間には、専ら利用者の本来の利用目的に許可施設を利用する時間のほか、その準

別表第2（第6条関係）

区分	計算単位	計算単位当たりの使用料	
		18歳未満の者等	18歳未満の者等以外の者
学習室（グループ用）	1時間	—	230円
多目的室	全室	150円	820円
	1/2室	80円	410円
音楽スタジオ	1時間	150円	200円
多目的室及び音楽スタジオの附属設備	許可1回	規則で定める額	規則で定める額

備考 1 この表において「18歳未満の者等」とは、青少年のうち、18歳未満の者並びに18歳以上の者で高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）、高等専門学校及び専修学校の高等課程に在学する者をいう。

2 使用料の計算の対象となる利用時間には、専ら利用者の本来の利用目的に許可施設を利用する時間のほか、その準

備及び後片付け等に要する時間を含むものとする。

- 3 使用料の計算において、利用時間が1時間未満であるとき又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、当該利用時間又は当該端数を1時間として計算する。

備及び後片付け等に要する時間を含むものとする。

- 3 使用料の計算において、利用時間が1時間未満であるとき又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、当該利用時間又は当該端数を1時間として計算する。

高知県立塩見記念青少年プラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案説明資料

生涯学習課

1 改正の趣旨

高知県立塩見記念青少年プラザの改築に伴い、施設の使用料を定めようとするものである。

2 改正内容

(1) 施設の改築にあたり実勢価格（管理運営費及び減価償却額から算定される価格）を算出し、使用料を算出した。ただし、多目的室については現行使用料との差が大きいことから、近隣の類似施設の使用料との均衡を考慮し、使用料を設定した。

なお、多目的室以外についても、近隣の類似施設を塩見記念青少年プラザの施設の面積に換算した金額

(2) 改正前は、18歳未満の者等から、多目的室と音楽スタジオの使用料を徴収していたが、他の県立青少年

教育施設の料金設定を考慮して、改正後は多目的室は無料、音楽スタジオは半額を徴収しないこととする

(3) 使用料及び面積の新旧及び類似施設対照

【改正後】

	区分	設置年度	使用料 (1時間)	面積	18.09㎡ 換算
塩見	学習室(グループ用)	H30	260円	18.09㎡	260円
近隣の類似施設	高知市青年センター 研修室402	H18	540円	44㎡	220円

※18.09㎡換算は10円未満切り捨て

【改正前】

使用料(1時間)	面積	18.09㎡ 換算
230円	30.29㎡	130円

	区分	設置年度	使用料 (1時間)	面積	147.46㎡ 換算
塩見	多目的室	H30	1,530円	147.46㎡	1,530円
近隣の類似施設	オーテピア高知図書館 研修室	H29	2,012円	141㎡	2,100円
	男女共同参画センターソーレ 研修室	H10	435円	48㎡	1,330円
	ふくし交流プラザ 研修室A	H7	2,500円	283㎡	1,300円
	江ノロコミュニティセンター	H21	435円	76㎡	840円
	高知市青年センター 研修室401	H18	890円	72㎡	1,820円

※男女共同参画センターソーレ研修室使用料は平日使用料390円と土日使用料480円の平均(10円未満切り捨て)

※ふくし交流プラザ研修室A使用料は営利目的、社会福祉事業又はその他の用に供する場合の平日又は土日の使用料の平均(10円未満切り捨て)

※147.46㎡換算は10円未満切り捨て

使用料(1時間)	面積	147.46㎡ 換算
820円	126.66㎡	950円

	区分	設置年度	使用料 (1時間)	面積	28.05㎡ 換算
塩見	音楽スタジオ1	H30	400円	28.05㎡	400円
	音楽スタジオ2		100円	6.34㎡	—
	音楽スタジオ3		100円	5.53㎡	—
近隣の類似施設	高知市青年センター 音楽室mf	H18	310円	28㎡	310円

※28.05㎡換算は10円未満切り捨て

* 学習室（グループ用）、多目的室及び音楽スタジオの冷暖房費については現在徴収していないが、受益者負担の観点から、18歳未満の者等以外の者から電気料金相当の使用料を新たに徴収することとし、使用料に関する規則を改正する。使用料は、学習室（グループ用）は1時間50円、多目的室は全室利用の場合は1時

使用料(1時間)	面積	28.05㎡ 換算
200円	28.34㎡	190円

3 条例新旧対照表

【改正後】

区分	計算単位	計算単位当たりの使用料	
		18歳未満の者等	18歳未満の者等以外の者
学習室(グループ用)	1時間	—	260円
多目的室	全室	—	1530円
	1/2室	—	760円
音楽スタジオ1	1時間	200円	400円
音楽スタジオ2	1時間	50円	100円
音楽スタジオ3	1時間	50円	100円
学習室(グループ用)、多目的室及び音楽スタジオの附属設備	1時間又は許可1回	規則で定める額	規則で定める額

* 上記の施設に消費税を加えた額(10円未満は切り捨て)を納付

【改正前】

区分	計算単位	計算単位当たりの使用料	
		18歳未満の者等	18歳未満の者等以外の者
学習室(グループ用)	1時間	—	230円
多目的室	全室	150円	820円
	1/2室	80円	410円
音楽スタジオ	1時間	150円	200円
多目的室及び音楽スタジオの附属設備	許可1回	規則で定める額	規則で定める額

塩見記念青少年プラザの改築について

(生涯学習課)

(1) 塩見記念青少年プラザの沿革

- ・昭和47年に「塩見文庫」（開設者：塩見俊二元国会議員夫妻）が電気ビルから 現地に移転
- ・平成3年に運営主体であった財団法人の解散に伴い、土地・建物・書籍・備品等を県が寄附受納し、平成5年に「高知県立小津青少年ふれあいセンター」として開設
- ・平成14年に「塩見文庫」を廃止し県立図書館等に蔵書を一部移転、その後改修工事のうえ、平成16年に「塩見記念青少年プラザ」としてリニューアルオープン

(2) 改築に係る基本的な考え方

【現状】 県警少年サポートセンターなど「青少年の相談援助機能」と、音楽室など「青少年が集う機能」を併せ持ち、街中という立地から年間約2.8万人が利用

【課題】 本県は全国に比べ青少年の非行率が高く、少年非行に対する相談援助機能の強化が必要であるが、現施設は老朽化に加え耐震性に問題があり、施設としての機能が十分ではない

⇒ 青少年への相談援助機能の強化を図り、青少年が集いやすい場所としての改築・増床を決定 (H25)

【強化】：県警少年サポートセンターの相談室 (3→5室) の増設、県思春期相談センターの設置

【充実】：音楽スタジオ (1→3室)、個人学習席 (14→26席) 及び駐輪場 (19→53台) の増設

(3) 整備施設の概要

- ・整備場所 高知市小津町6-4 (現施設位置)
- ・延床面積 1,597.17㎡ (現在の建物延床面積 1,086.83㎡)
- ・構造及び階数 鉄筋コンクリート5階建
- ・整備方法 現在の建物を解体後、現地に建物を建設 (全面改築)
- ・工期 平成28年11月22日～平成30年3月31日 (工期延長予定)
- ・総工費

基本設計・実施設計等委託料	39,355千円	有限会社艸建築工房
旧施設解体工事費	29,748千円	旭ブロック建設株式会社
建築主体工事費	477,569千円	株式会社岸之上工務店
電気設備工事費	58,536千円	伊東電気有限会社
機械設備工事費	76,388千円	丸平工業株式会社
総工事費	681,596千円	



階数	改築前	改築後
5階	多目的室、音楽室 (1室)	拡張 多目的室 (126.66→147.46 m ²)
4階	学習室 (個人用 (14席)、グループ用) トークサロン、まんが図書室	学習室 (個人用 (14→26席)・グループ用) トークサロン、まんが図書室 NEW PRINK (県思春期相談センター) 要約筆記やまもも
3階	県警少年サポートセンター (相談室3室、前室) はまゆう教育相談所、青少年育成高知県民会議	拡張 NEW 音楽室 (1→3室)、はまゆう教育相談所 高知県立小中PTA連合会 共用会議室・相談室 (各1室)
2階	県警少年サポートセンター (事務室、面接室2室) 指定管理団体事務室	拡張 県警少年サポートセンター (事務室、センター長室、面接室2室、相談室3→5室、前室、倉庫) 指定管理団体事務室
1階	要約筆記やまもも 駐車場 (建物内3台)、駐輪場 (19台)	エントランスホール、塩見メモリアルコーナー 拡張 駐車場 (3→9台)、駐輪場 (19→53台)

(4) 改築に向けた今後のスケジュール



